

アンケート 問 45 でお聞きする法律について

法律名	概要
きほんほう 子ども基本法	<u>子ども基本法</u> は、子ども施策を社会全体で総合的に進めるための基本法です。子どもを「心身の発達の過程にある者」と捉え、差別の禁止や基本的人権の保障、そして子どもの最善の利益を大切にします。また、年齢や発達に応じた意見表明と社会参加の機会を確保し、家庭での養育を支えながら、困難を抱える子どもへの支援も進めています。(令和5年4月施行)
さいはん ほうしとう 再犯の防止等の すいしん かん ほうりつ 推進に関する法律 (さいはんぼうしすいしんほう 再犯防止推進法)	<u>再犯防止推進法</u> は、犯罪をした人や非行少年等の円滑な社会復帰を支え、再犯を防いで安全・安心な社会をめざす法律です。就労や住居の確保が難しく孤立しやすい実情を踏まえ、施設内から社会復帰後まで切れ目ない指導・支援を進めます。(平成28年12月施行)
こどく くりつたいさく 孤独・孤立対策 すいしんほう 推進法	<u>孤独・孤立対策推進法</u> は、孤独・孤立は誰にでも起こり得る課題として、国・自治体・民間が連携し、対策を創発的に進めるための法律です。国では基本方針と施策をまとめた重点計画を定め、官民の連携や地域の協議体づくりなどを通じて、予防も含めた支援体制の整備を進めています。(令和6年4月施行)
にんちしょうきほんほう 認知症基本法	<u>認知症基本法</u> は、認知症のある人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせる共生社会を実現するため、認知症施策を総合的・計画的に進める法律です(2024年1月施行)。国では本人の意思の尊重、正しい理解の促進、生活上の障壁の除去、社会参加の機会確保などを基本理念として、基本計画を策定しています。(令和6年1月施行)
せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用 そくしんほう 促進法	<u>成年後見制度利用促進法</u> は、判断能力が十分でない人の権利と利益を守るため、成年後見制度の利用を国・自治体が計画的に進める法律です。あわせて、地域連携ネットワークや中核機関の整備を進め、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげます。(平成30年4月施行)
しょうがいしやぎやくたいぼうしほう 障害者虐待防止法	<u>障害者虐待防止法</u> は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加を支援するために、虐待の禁止、予防、早期発見、そして養護者(家族等)への支援などを定めた法律です。障がい者に対する虐待を5つの類型(身体的、性的、心理的、ネグレクト、経済的)に分類し、広く禁止しています。(平成24年10月施行)